

8. 市川市外にお住まいの方が市川市内の認可保育施設を申込み場合

【市川市内に転入予定がある場合】

市外にお住まいの方が、市川市に転入予定がある場合は、入園希望月の締切日までに、市川市へ直接利用申込みをしてください。(P7～13 参照)

入園内定の可否にかかわらず、市川市の市民課又は出先機関の窓口で転入手続きを済ませたら、①教育・保育給付認定申請書(1枚目)と②保育所等利用申込書(1枚目)をこども施設入園課又は子育てナビ行徳へご提出ください。内定の場合、利用希望月の前月末日までに転入手続きがない場合、内定が取り消しになります。また、申込み中の場合は、転入した月の末日までに①、②の提出がない場合、利用調整の対象から外れることになりますのでご注意ください。

◆提出書類

- ① 教育・保育給付認定申請書 (市川市指定の様式、P9 参照)
- ② 保育所等利用申込書 (市川市指定の様式、P9 参照)
- ③ 保育の必要性を確認する書類 (市川市指定の様式、P9～10 参照)
- ④ 住民税課税(非課税)証明書 (コピー可、P12 参照)

※令和8年8月入園までの利用申込みの場合は令和7年度、9月入園以降の場合は令和8年度

- ⑤ 転入に関する誓約書(市川市指定の様式)
- ⑥ 母子手帳のコピー(最新の健康診査のページ)
- ⑦ その他状況に応じて提出していただく書類 (該当する場合のみ、P11～13 参照)

【市川市内に転入予定がない場合】

自宅や勤務先から市川市内の認可保育施設が近い等の理由により市川市の認可保育施設の利用を希望する場合、以下の手順により住民票のある市区町村で利用申込みをしてください。

入園希望月の締切日(P7 参照)までに、申込みをする市区町村から市川市に申込み書類が届いていないと利用調整の対象になりませんので、早めに手続きをお願いします。

なお、利用調整に関しては、転入予定の場合(「転入に関する誓約書」が提出されている場合)を除き、市川市民の申込みが優先となりますのでご了承ください。

●市川市の入園希望月の締切日の10日前までに、必要書類を住民票のある市区町村に提出する。

◆提出書類

- ① 住民票のある市区町村の申込み書類(その市区町村指定の様式)一式
- ② 支給認定証(住民票のある市区町村が発行したもの)
- ③ 住民税課税(非課税)証明書 (コピー可、P12 参照)

※令和8年8月入園までの利用申込みの場合は令和7年度、9月入園以降の場合は令和8年度

- ④ 母子手帳のコピー(最新の健康診査のページ)

※提出書類に、市川市での利用調整に必要な情報が不足している場合、市川市の利用申込みに必要な書類の提出を求めることがあります。

※市川市から転出予定の方が、現在通園している市川市の認可保育施設に転出後も継続して通園する場合は、転入手続き後速やかに、転入した市区町村で申込み(その市区町村の申込み書類一式を提出)してください。